

至学館大学における 公的研究費等の使用に関する行動規範

至学館大学(大学院を含む。以下、「本学」という。)は、学術研究の信頼性及び公正性を確保することを目的として、研究等を遂行する上での行動規範を次のとおり定める。本学の研究者及び事務職員等（以下、「研究者等」という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

1. 研究者等は、公的研究費が大学の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 研究者等は、公的研究費等の使用に当たり、関係する法令・通知、本学の規程等及び事務処理手続き並びに使用ルールを遵守しなければならない。
3. 研究者は、研究計画に基づき、公的研究費等の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。又、事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 研究者等は、公的研究費の使用にあたり、取引業者との関係において疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 研究者等は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等に関する知識の習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

附則

この行動規範は、平成 27 年 4 月 1 日付けで公示し、運用する。

附則

この行動規範は、令和 6 年 4 月 1 日付けで公示し、運用する。

(名称の改正)